

川上中学校における携帯電話の取り扱い方針

1 策定の趣旨

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)及び「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定最終改定平成29年3月14日)等を踏まえ、生徒をネット上のいじめや犯罪被害から守るために、川上中学校における携帯電話の取扱いについての方針を示す。

2 携帯電話の範囲・定義

「携帯電話」の範囲・定義としては、①フィーチャーフォン(いわゆる「ガラケー」)、②スマートフォン、③子供向け携帯電話(基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)とする。タブレット型端末については、インターネット回線に接続でき、一部には電話機能を備えているものもあるが、その主たる目的が連絡手段にあるとは考え難いことから、インターネット回線への接続の可否に関わらず、「携帯電話」には含めない。

3 指導内容

- (1) 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。
- (2) 保護者の事情で携帯電話を生徒と緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、登下校時の通学路の環境から生徒の安全確保のために使用するなどのやむを得ない事情がある場合には、保護者から学校長に対し生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請する。
- (3) 持ち込める携帯電話は、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話に限る。
 - ア 持ち込んだ携帯電話は、校内での使用は禁止とする。
 - イ 持ち込んだ携帯電話は、登校時に一時的に預かって職員室の施錠できる場所に保管し、生徒が下校する際に返却する。
 - ウ 携帯電話を学校に持ち込んだことでマナー違反等のトラブルが生じた場合は、許可を取り消す。
 - エ 物理的な理由等で持ち込んだ携帯電話が破損した場合、学校は責任を負わない。

4 生徒が携帯電話を学校に持ち込む際の留意点

- (1) 学校は、生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、情報モラル教育の充実を図る。
- (2) 学校は、生徒が携帯電話を学校に持ち込んだ際の登下校時において、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう家庭や地域と連携する。
- (3) 学校は、生徒が自らを律することができるようなルールを、学校、生徒、保護者が主体的に考え、協力してつくる機会を設ける。
- (4) 学校は、生徒が手にする携帯電話については、保護者の責任のもとでフィルタリングを適切に設定するよう指導する。